

平成 28 年度  
石川県食品衛生監視指導計画

石川県健康福祉部

目 次

第1 基本の方針	---	1
第2 実施体制	---	1
第3 監視指導事項	---	3
第4 具体的施策	---	3
第5 違反発見時の対応	---	6
第6 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施	---	7
第7 食中毒等の健康危害発生時の対応	---	8
第8 食品等事業者の自主的衛生管理の推進	---	8
第9 食品衛生に係る人材育成・資質向上等	---	9
第10 食品衛生法以外の法令等に基づく監視指導	---	9

別紙1 関係機関の連携

別紙2 平成28年度食品衛生監視指導実施計画表

別紙3 平成28年度収去検査実施計画表

# 平成 28 年度石川県食品衛生監視指導計画

## 第 1 基本の方針

平成 27 年 3 月に制定された「石川県食の安全・安心推進条例」では、食の安全・安心の確保は、①このために必要な措置が県民等の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより行われること、②このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる県民等の健康への悪影響が未然に防止されるように行われること、③このために必要な措置が農林水産物の生産から食品等の消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより行われること、④県、事業者及び生産者並びに県民がそれぞれの責務又は役割を果たすことにより行われること、⑤県、事業者等及び県民等がそれぞれ相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われることの 5 本柱を基本理念としています。

食品衛生に関する監視指導(以下「監視指導」という。)は、食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食品等」という。)の生産、製造、加工、輸入、流通、販売等の実態及び施設の食品衛生上の管理の状況並びに食中毒等の食品衛生上の危害の発生状況等を踏まえて実施すべきものです。

このため、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 22 条に基づく「食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号)」に基づいて、本県の実情を踏まえ、石川県食品衛生監視指導計画(以下「監視指導計画」という。)を作成し、監視指導を実施することとします。

平成 28 年度計画の策定に当たっては、監視指導において、簡易検査機器である ATP アナライザーの活用や、収去検査(細菌検査)を実施し、その結果に基づき指導を行うことにより指導内容の可視化を図ることとします。

## 第 2 監視指導の実施体制

### 1 監視指導計画の対象

- (1) 本計画は金沢市を除く県内全域を対象とする(金沢市は監視指導計画を別途策定)
- (2) 法に基づく営業許可施設及び営業者
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)に基づく食鳥処理場及び食鳥処理業者
- (4) 集団給食施設及び食品等事業者
- (5) 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例(平成 18 年石川県条例第 33 号)に基づく

ふぐ処理施設及びふぐ処理営業者等

## 2 実施機関

### (1) 健康福祉部薬事衛生課

- (ア) 監視指導計画及び県の施策の策定・公表
- (イ) 県民への食品衛生に関する情報提供
- (ウ) 県庁内関係部局、他自治体及び厚生労働省、消費者庁との連絡調整
- (エ) 保健福祉センターが実施する専門的な監視指導の助言・調整

### (2) 保健福祉センター

- (ア) 監視指導計画に基づく監視指導
- (イ) 違反食品、苦情食品に係る調査及び措置
- (ウ) 食中毒に係る調査
- (エ) 食品等事業者及び消費者への衛生講習会の実施並びに食品衛生に関する情報提供
- (オ) 食品営業施設における自主衛生管理体制推進のための支援
- (カ) 大量調理施設又は広域流通食品製造業を対象とした専門的な監視の実施
- (キ) 食品等の収去検査の実施

### (3) 保健環境センター

- (ア) 収去品の検査
- (イ) 違反食品、苦情食品に係る検査
- (ウ) 食中毒に係る検査
- (エ) 食品衛生検査施設の精度管理
- (オ) 食品衛生に関する調査研究及び情報提供

## 3 国、地方自治体及び関係団体等との連携

- (1) 監視指導を効果的に進めるため、金沢市との連携を図るとともに、広域流通食品等に係る違反情報探知時や食中毒発生時には、必要に応じて他自治体の食品衛生担当部局と連携して対策を講じます。(別紙1)
- (2) 大規模又は広域的な食中毒等の食品による健康被害が発生した場合や、輸入食品に係る違反情報や安全性に関する情報を入手した場合は、消費者庁又は厚生労働省へ迅速に通報するとともに、連携して必要な対策を講じます。
- (3) 農畜水産物の生産段階に係る指導及び食品等の表示に係る監視指導については、関係部局が連携し、必要な対策を講じます。(別紙1)
- (4) 総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設の監視指導に当たっては、東海北陸厚生

局と連携して実施します。

#### 4 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 第3 監視指導事項

#### 1 共通監視指導事項

- (1) 法等に基づく施設基準、管理運営基準、規格基準及び表示の基準等に適合することの確認
- (2) 一般的衛生管理事項の実施状況の確認・指導
- (3) 記録の作成、保存並びに運搬に係る衛生管理の指導及び確認
- (4) 製造・加工工程ごとの自主的衛生管理の推進強化

#### 2 重点監視指導事項

##### (1) 食中毒予防対策関係

生食用牛肉・牛レバーや豚の食肉の基準遵守の確認  
カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、サルモネラ、ノロウイルスによる食中毒防止対策

##### (2) 食品表示関係

アレルギー物質、遺伝子組換え食品、食肉、生食用かき等、科学的・合理的根拠に基づかない消費期限等の延長の有無

##### (3) その他

食品添加物及び残留農薬の検査、不適切な期限切れ原材料の使用等の有無  
簡易検査機器である ATP アナライザーの活用及び収去検査(細菌検査)の実施による指導内容の可視化

### 第4 具体的施策

#### 1 施設への立入検査

本県の食中毒の発生状況から、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒予防対策が重要であり、食肉取扱施設の監視指導を充実させることとし、春期から夏期にかけて重点的に実施します。この中で、生食用食肉を提供している営業施設の把握に努め、規格基準及び表示基準の遵守を指導します。また、加熱不十分な食肉を提供しないよう食肉の適正な取扱いについて指導します。

食品の製造・加工技術等の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化等に適切に対処

するため、計画的・効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた衛生指導を推進することが必要です。年度毎に重点監視対象業種を明確化し、食品の製造・加工施設等におけるHACCPの概念を取り入れた監視指導を実施し、抜き打ち検査の拡充及び簡易検査機器であるATPアナライザーの活用により、具体的で効果的な指導に努め、食品の安全を確保します。また、地域の特性に応じた監視指導のより一層の充実を図ります。

### (1) 重点監視業種及び監視回数

監視指導件数：延べ11,500件

#### 〔食品衛生法関係〕

業種毎に、過去の食中毒の発生頻度、製造・販売される食品の流通の広域性及び営業の特殊性などを考慮して、監視の重要度の高い業種(施設)の順にA、B、C、Dの4ランクに分類します。

ランク	業種(施設)	監視指導回数
A	衛生管理上、特に監視指導が必要と認められる業種(施設) (例)公設卸売市場 乳処理業	年3回
B	食品を大量調理(同一メニューを1回300食又は1日750食以上調理し、提供するものをいう。)又は広域流通させており、食中毒が発生した場合、影響が広範囲に及ぶ業種(施設)及び食中毒の発生頻度が高いと認められる業種(施設)、原因となった病原物質に關係する食品を取扱う業種(施設)のうち、特に監視指導が必要と認められる業種(施設) (例)大規模施設(旅館、弁当屋、仕出し屋、菓子製造業、給食施設等)、食肉処理業、食鳥処理場、生食用牛肉取扱施設、焼肉屋、カット野菜加工場等	年2回
C	食中毒の発生頻度が中程度で、監視指導が必要と認められる業種(施設) (例)Bランク以外の旅館、弁当屋、仕出し屋、菓子製造業、給食施設等 ふぐ処理営業等	年1回

D	食中毒の発生頻度が低く、AからC ランク監視業種(施設)以外	(例) 缶詰又は瓶詰食 品製造業、酒類製造 業、自動販売機による 営業 等	営業許可更新 時等実情に合 わせて実施(概 ね年 1/2～1/5 回)
---	-----------------------------------	--	---

### [その他の法令関係]

農林水産物の生産段階における安全対策及び食品表示法に係る表示等食品衛生法以外の法令に基づく監視指導を担当部局と合同で行います。

(2) 平成28年度監視指導実施計画表は、別紙2のとおりです。

## 2 一斉監視指導

春期には、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌及びサルモネラ等による食中毒の未然防止に資するため、食肉取扱施設に対し、食肉の衛生的な取扱いについて重点的に実施します。

夏期は、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて監視指導を重点的に実施します。

秋期は、製造業を対象に食品添加物及びアレルギー物質など食品適正表示のための法令遵守の徹底を指導します。また、例年10月頃にきのこによる食中毒が発生していることから、きのこシーズン前に県民等への注意喚起を行います。

年末には、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて監視指導を重点的に実施するほか、ノロウイルスによる食中毒が増加傾向となる11月以降から、旅館、カキのむき身処理施設など関連施設に対し監視指導を行い、ふぐ料理のシーズン前でもあることからふぐ関連施設に対しても監視指導を実施します。

さらに、特定の違反事例が頻発するなど食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、隨時、厚生労働省が示す方針を踏まえて監視指導を実施します。

## 3 食品等の収去検査

県民の食生活の安全を確保し健康の保護を図るため、食品の検査体制や検査設備を整備し、科学的知見に基づいた食品衛生行政を推進する必要があります。

このため、各保健福祉センター、保健環境センターを食品衛生検査施設とし、県内で

製造販売される食品について法等に基づく検査を実施し、大規模食中毒の未然防止や違反食品等の流通を防止することにより、食品等の安全確保を図ります。

輸入食品については、厚生労働省が実施した食品添加物及び残留農薬の違反状況を踏まえ、検査を実施します。

さらに、アレルギー物質を含む食品については、引き続き食品適正表示のための法令遵守の徹底を指導します。

#### (1) 主な収去・検査項目

(ア) 県内で生産又は販売される農畜水産食品(輸入食品を含む。)の農薬、動物用医薬品等の残留検査

(イ) 県内で製造又は販売される食品(輸入食品を含む。)の細菌及び食品添加物の検査

(ウ) 違反事例の多い菓子類、アイスクリーム類等の規格基準等の検査

(エ) 腸炎ビブリオ、ノロウイルス、カンピロバクター等の食中毒原因物質の調査

(オ) アレルギー物質、豆腐、納豆等の遺伝子組換え食品に関する検査

(カ) 器具、容器包装類及びおもちゃの規格基準の検査

(2) 平成28年度収去検査実施計画表は、別紙3のとおりです。

### 4 監視指導の可視化を通じた衛生管理意識の向上

立入監視にあたり、簡易検査機器であるATPアナライザーを活用するとともに、収去検査(食品の細菌検査)を実施し、その結果に基づき指導を行うことにより、指導内容の可視化を図ることとします。

### 5 食品中の放射性物質対策

食品中の放射性物質の基準値については、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後の緊急的な暫定規制値による対応から、今後の永続的な対応を図るため、食品衛生法に基づく基準が制定され、平成24年4月から施行されています。現在、生産地において関係自治体が計画的な検査を継続して実施しているところです。今後、国や関係自治体等による放射性物質の検査結果等に留意し、状況の変化に応じて適切に対応することとします。

## 第5 違反発見時の対応

1 違反している状況を発見した場合は、極力その場で改善指導を行い、違反が軽微であって直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面により改善指導を行います。

- 2 法違反に係る食品等が現存する場合は、当該食品等が販売の用に供され又は営業上使用されないよう廃棄、回収等の措置を速やかに講じさせるとともに、必要に応じて営業停止などの措置をとります。
- 3 広域流通食品等及び輸入食品等の場合は、関係都道府県等の食品衛生担当部局及び厚生労働省又は消費者庁へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止、再発防止等の必要な措置を講じます。
- 4 食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、法又は法に基づく処分に違反した者(違反が軽微であって、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。)の名称、対象食品、対象施設等を「食品衛生法違反に関する公表要領」に基づき公表します。この場合、県の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第公表します。

## 第6 計画の実施状況等の公表及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施

- 1 監視指導の実施状況及び収去検査結果等の概要については、平成29年6月末までに公表します。
- 2 監視指導計画の策定及び年度途中で当該計画を変更する場合は、これを公表し、県民の意見を求めます。
- 3 計画の実施状況等の公表は、とりまとめ終了後、速やかに県のホームページに掲載するとともに、行政情報サービスセンター及び各保健福祉センターで閲覧に供します。
- 4 食中毒の発生しやすい気象条件等の場合には食中毒注意報を発令し、現に食中毒が多発している場合には、食中毒警報を発令する等県民や食品関係営業者に注意を喚起して、食中毒等の未然防止に努めます。
- 5 家庭における食中毒発生を未然に防止するため、家庭における食品の購入から喫食までの取扱いに関し、消費者に対し啓発を行います。また、消費者の世代に応じ、食の安全に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 6 食品衛生月間に食品衛生の普及啓発をするための行事を開催します。
- 7 食品衛生法以外の法令に基づくものについても、上記に準じて行います。
- 8 不良食品等が発生した場合に県が提供する食品安全情報で、「健康被害の影響面」からクラス分類し、迅速かつ的確に提供することにより、県民や報道機関のより一層の理解促進を図ります。

## 第7 食中毒等健康危害発生時の対応

- 1 「健康危機管理マニュアル」に基づき、関係部局と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応、調査を実施するとともに、初動調査においては、病原微生物のみならず化学物質等が原因物質である可能性も考慮します。また、再発防止対策として、積極的な汚染源の遡り調査の実施等原因究明を行います。
- 2 食中毒予防の観点から、食中毒発生状況等について食品等事業者及び県民への情報提供を図り、食中毒等健康被害拡大防止の観点から、必要な情報について、可能な限り速やかに公表します。
- 3 死亡事故等の重大事故が発生した場合は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第12条に基づき、直ちに、消費者庁に対し通知します。  
また、消費者事故等(重大事故等を除く。)は発生した旨の情報を得た場合で、その様相、商品等の特性などから、被害の拡大や同様の事故等が発生するおそれがあると認めるととも、消費者庁に対し通知します。
- 4 いわゆる健康食品による健康被害発生時にも原因究明を行い、必要な措置を講ずるとともに厚生労働省又は消費者庁に調査結果を報告します。
- 5 農畜水産物に係るものについても上記に準じ、法令等の定めるところにより、関係部局が連携して対応するものとします。

## 第8 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

- 1 食品衛生法施行条例の定めるところにより、営業者は食品衛生上の管理に責任を有する者として食品衛生責任者を置くこととされており、食品衛生責任者を中心とした自主的衛生管理の推進を指導します。
- 2 営業者に対し、食品衛生責任者の再教育のため保健所長が認める研修会に出席させるよう指導します。
- 3 食品等事業者に自主検査の実施や原材料の安全性確保等を促すとともに、食中毒等発生時の原因究明及び被害拡大防止を図るため、「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針」(平成15年8月29日食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づき、食品の製造販売等に係る記録の作成、保存に努めるよう指導します。  
また、仕出し屋、弁当屋、旅館等の大量調理施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知 最終改正;平成25年10月22日食安発1022第10号)等に基づく自主的衛生管理を推進します。
- 4 食品の安全性確保のためには、HACCPの概念を取り入れた衛生管理が有効なことから、

製造者及び加工業者の HACCP 手法導入のための要請があれば積極的に講師を派遣する等支援します。

- 5 食品表示チェックリスト、食品製造事業者向けの衛生管理チェックリスト及び食品販売事業者向けの衛生管理チェックリストの普及啓発を引き続き行います。
- 6 衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設や食品衛生の向上に顕著な功績のあつた者に対して、表彰を行うとともに公表します。

## 第9 食品衛生に係る人材育成・資質向上等

- 1 食品衛生監視員が食中毒等発生時に迅速な対応ができるよう専門研修に派遣するなど資質向上を図ります。また、食品検査担当職員及び食鳥検査員の検査技術向上のため研修に派遣します。
- 2 検査の信頼性の確保を図るため、法令に定められた外部精度管理や内部点検を実施します。
- 3 HACCP 手法の指導助言を行う食品衛生監視員を養成する講習会を開催し、また、国が実施する講習会に担当職員を派遣し、資質向上を図ります。
- 4 (公社)石川県食品衛生協会の開催する食品衛生責任者養成講習会や食品衛生責任者の再研修にも積極的に協力します。

## 第10 食品衛生法以外の法令等に基づく監視指導

食品として流通する前の生産段階における農畜水産物の安全対策など食品衛生法以外の法令等に基づく監視又は指導を行います。

- 1 監視指導の対象  
農畜水産物及びその生産者等
- 2 実施機関別の指導及び検査の内容
  - (1) 農林水産部農業安全課
    - (ア) 食品表示の適正化に関する監視指導
    - (イ) 農薬及び肥料の適正な取扱いに関する監視指導
    - (ウ) 農作物病害虫・防除指針(農薬の適正使用に関する指導指針)の策定
    - (エ) 動物用医薬品、飼料の適正使用及び家畜の衛生管理に関する検査・指導実施計画の策定
    - (オ) 農畜産物の安全・安心に係る情報提供
  - (2) 農林水産部水産課

養殖業者への衛生管理の指導及び情報提供

(3) 農林総合事務所

- (ア) 食品表示の適正化に関する指導
- (イ) 農薬の適正な取扱いに関する指導

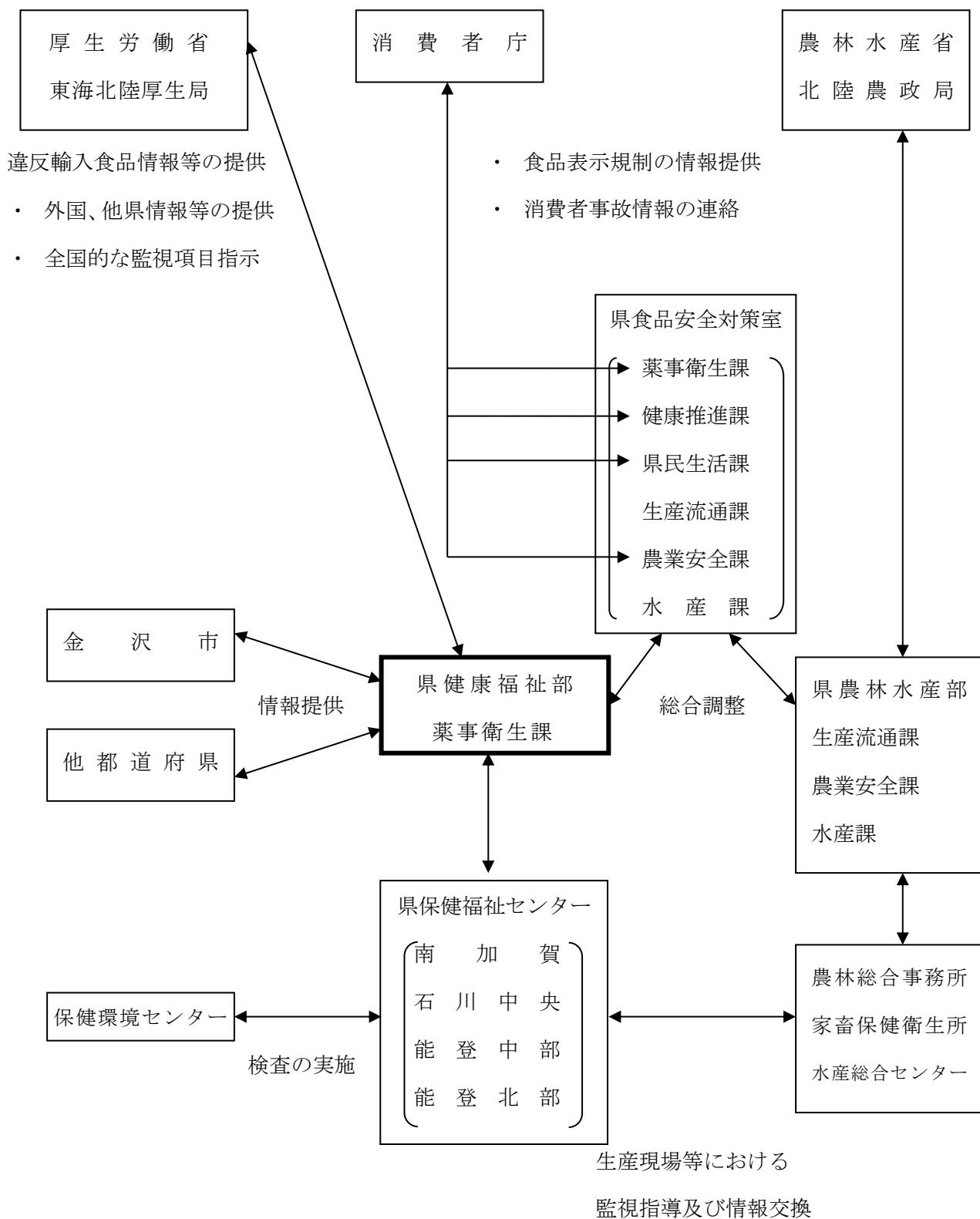
(4) 家畜保健衛生所

- (ア) 動物用医薬品、飼料の適正使用及び家畜の生産段階における衛生管理に関する指導
- (イ) 動物用医薬品、飼料の適正使用及び家畜衛生に係る検査
- (ウ) 畜産農家に対する家畜衛生に関する情報提供
- (エ) 家畜伝染病の発生予防・まん延防止

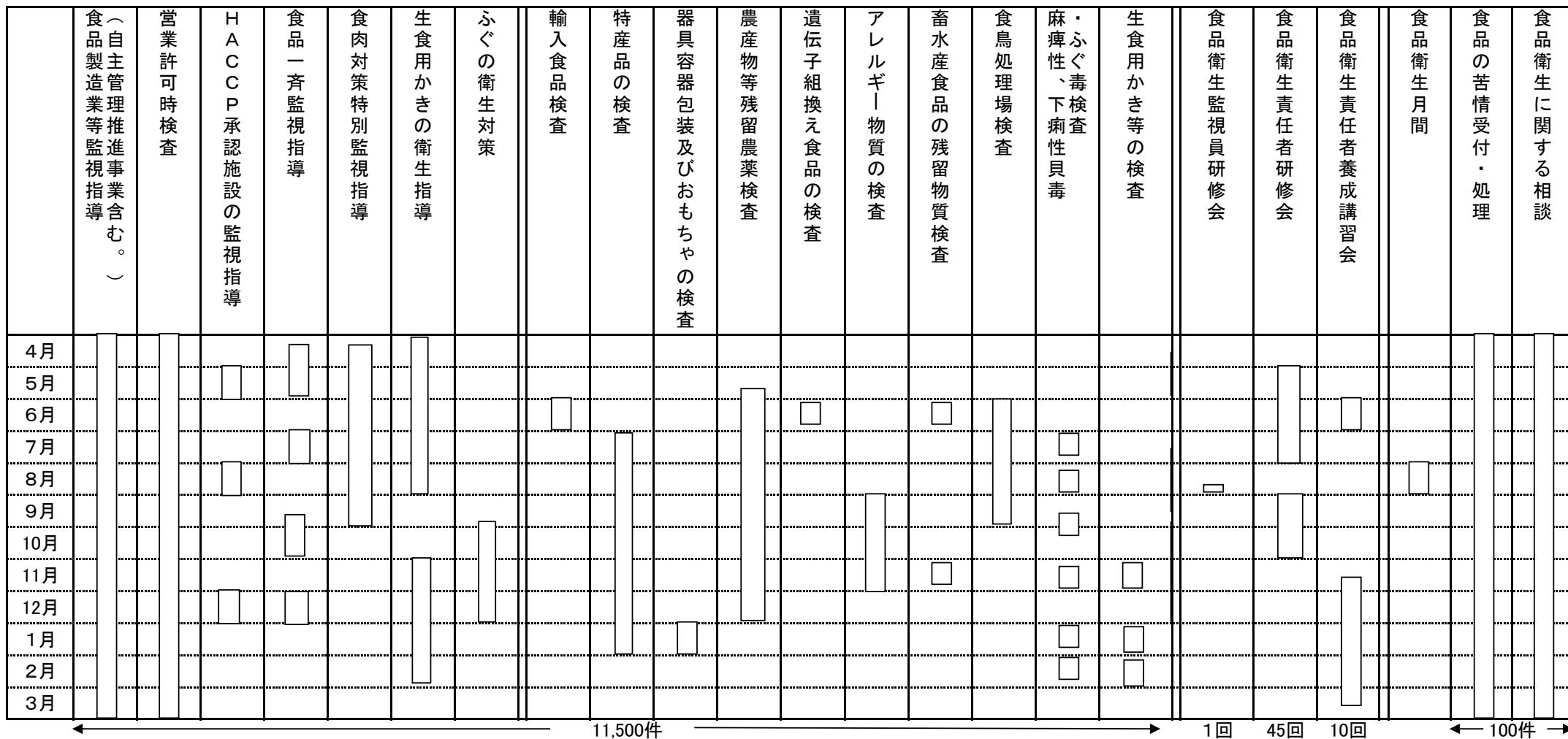
(5) 水産総合センター

- (ア) 養殖衛生管理の指導
- (イ) 水産用医薬品等の適正指導
- (ウ) 水産用医薬品残留検査
- (エ) 魚病発生・伝播の防止

## 別紙1 関係機関の連携



別紙2 平成28年度食品衛生監視指導実施計画表



別紙3 平成28年度収去検査実施計画表

収去実施機関	検査実施機関	乳及び乳製品	卵及びその加工品	食肉及びその加工品	魚介類及びその加工品	野菜等農産物及びその加工品	その他加工品	器具容器、おもちゃ	計	備考
保健福祉センター	保健センター	細菌検査			220	—	220	衛生規範等に基づく細菌検査		
		成分規格(細菌)		130	—	130	品目により腸炎ビブリオ、大腸菌群、細菌数、サルモネラ、黄色ブドウ球菌等			
	保健環境センター	成分規格(細菌)		180	—	180	品目により腸炎ビブリオ、大腸菌群、細菌数、サルモネラ、黄色ブドウ球菌等			
		食品添加物		240	—	240	保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防ぼい剤等			
	保健環境センター	乳等の規格試験	15	—	—	—	—	15	無脂乳固形分、乳脂肪分、比重、酸度、細菌数、大腸菌群	
		残留動物用医薬品	—	80	—	—	—	80	国産、輸入の卵、食肉中の抗生物質、合成抗菌性物質、寄生虫駆除剤	
	保健環境センター	残留農薬	—	—	5	—	35	—	40	農産物
		貝毒・ふぐ毒	—	—	—	39	—	—	39	麻痺性、下痢性貝毒及びふぐ毒
	保健環境センター	器具容器、おもちゃの規格試験	—	—	—	—	—	65	65	溶出試験
		遺伝子組換え	—	—	—	—	15	—	15	大豆等
		食品中のアレルギー物質		140	—	—	—	140	小麦、そば、落花生、乳、卵、えび、かに	
		計		1099			65	1164		